

令和4年度

事業概要

健康局

目 次

I	健康局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和4年度 主要事業の概要	4

I 健康局の概要

1. 局長 花田 裕之
2. 局の職員数 429人（令和4年4月20日現在）
3. 令和4年度予算の概要

(1) 一般会計

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	1,602,715	5 衛生費	44,740,702
18 国庫支出金	11,743,327	13 教育費	970,768
19 県支出金	5,153,889		
20 財産収入	12,712		
21 寄附金	101,582		
22 繰入金	21		
24 諸収入	6,784,376		
25 市債	3,702,000		
歳入合計	29,100,622	歳出合計	45,711,470

(2) 介護保険事業費

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 保険料	40,690	3 地域支援事業費	177,276
2 国庫支出金	65,814		
3 県支出金	32,867		
4 支払基金交付金	5,038		
5 繰入金	32,867		
歳入合計	177,276	歳出合計	177,276

II 組織と事務分掌

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">政策課</td> </tr> <tr> <td>(1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">健康企画課</td> </tr> <tr> <td>(1)保健事業の企画、推進及び調整、実施に関すること。(他の所管に属するものを除く。) (2)衛生上の統計に関すること。 (3)健康創造都市 KOBE の推進に関すること。 (4)健康危機管理(感染症に係るものを除く。)に関すること(他の所管に属するものを除く。) (5)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること(他の所管に属するものを除く。) (6)栄養の改善及び食育に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)保健センター等の事業に係る支援に関すること(他の所管に属するものを除く。)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">地域医療課</td> </tr> <tr> <td>(1)地域医療の確保に関すること。 (2)救急医療対策に関すること。 (3)在宅医療及び介護の連携の推進に関すること。 (4)看護師の確保の支援に関すること。 (5)兵庫県保健医療計画のうち、医療分野の計画に関すること。 (6)地域医療構想達成の推進のための協議の場の開催に関すること。 (7)神戸こども初期急病センターに関すること。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">食品衛生課</td> </tr> <tr> <td>(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること。(他の所管に属するものを除く。)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">環境衛生課</td> </tr> <tr> <td>(1)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)</td> </tr> <tr> <td>以下4類事業所 動物管理センター</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">斎園管理課</td> </tr> <tr> <td>(1)市立の墓園及び斎場に関すること。 (2)墓地、埋葬等に関すること(他の所管に属するものを除く。)</td> </tr> <tr> <td><墓園管理センター>(3) (1)墓園施設の管理及び運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td>以下4類事業所 鴨越墓園管理事務所、舞子墓園管理事務所、西神墓園管理事務所</td> </tr> <tr> <td><斎場管理センター>(3) (1)斎場施設の管理及び運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td>以下4類事業所 甲南斎場、鴨越斎場、有馬斎場、西神斎場</td> </tr> </table>	政策課	(1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。	健康企画課	(1)保健事業の企画、推進及び調整、実施に関すること。(他の所管に属するものを除く。) (2)衛生上の統計に関すること。 (3)健康創造都市 KOBE の推進に関すること。 (4)健康危機管理(感染症に係るものを除く。)に関すること(他の所管に属するものを除く。) (5)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること(他の所管に属するものを除く。) (6)栄養の改善及び食育に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)保健センター等の事業に係る支援に関すること(他の所管に属するものを除く。)	地域医療課	(1)地域医療の確保に関すること。 (2)救急医療対策に関すること。 (3)在宅医療及び介護の連携の推進に関すること。 (4)看護師の確保の支援に関すること。 (5)兵庫県保健医療計画のうち、医療分野の計画に関すること。 (6)地域医療構想達成の推進のための協議の場の開催に関すること。 (7)神戸こども初期急病センターに関すること。	食品衛生課	(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること。(他の所管に属するものを除く。)	環境衛生課	(1)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)	以下4類事業所 動物管理センター	斎園管理課	(1)市立の墓園及び斎場に関すること。 (2)墓地、埋葬等に関すること(他の所管に属するものを除く。)	<墓園管理センター>(3) (1)墓園施設の管理及び運営に関すること。	以下4類事業所 鴨越墓園管理事務所、舞子墓園管理事務所、西神墓園管理事務所	<斎場管理センター>(3) (1)斎場施設の管理及び運営に関すること。	以下4類事業所 甲南斎場、鴨越斎場、有馬斎場、西神斎場	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">保健所①</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">保健課</td> </tr> <tr> <td>(1)医師臨床研修、歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに関すること。 (2)難病の患者に対する医療等に関すること(他の所管に属するものを除く。) (3)公害(アスベストを含む。)による健康被害に関すること。 (4)神戸市立こくべ市歯科センターに関すること。 (5)健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(他の所管に属するものを除く。) (6)保健センター等の事業に係る支援に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。 (8)結核及び感染症に関すること。 (9)予防接種及び健康被害に関すること。</td> </tr> <tr> <td><口腔保健支援センター>(3) (1)歯科口腔保健に関すること。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">医務薬務課</td> </tr> <tr> <td>(1)医務に関すること。 (2)介護老人保健施設及び介護医療院の実地指導に関すること。 (3)薬務に関すること。 (4)献血に関すること。 (5)保健センターの事業に係る支援に関すること(医務及び薬務に限る。) (6)食品表示に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)栄養の改善に関すること(他の所管に属するものを除く。)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">食品衛生課</td> </tr> <tr> <td>(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること(他の所管に属するものを除く。) ※食品衛生課における職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員をもって充てる。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">環境衛生課</td> </tr> <tr> <td>(1)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)</td> </tr> <tr> <td>以下4類事業所 動物管理センター ※環境衛生課における職員は、健康局環境衛生課の課長、担当係長及び職員並びに健康局の担当課長(健康局環境衛生課の事務を掌理する者に限る。)をもって充てる。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">家庭支援課</td> </tr> <tr> <td><母子保健係> (1)区役所との事業に係る調整及び支援に関する事務(母子保健事業に限る。) ※家庭支援課における職員は、こども家庭局家庭支援課の課長、担当係長及び職員並びにこども家庭局の担当課長(こども家庭局家庭支援課の事務を掌理する者に限る。)をもって充てる。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">衛生監視事務所(2)</td> </tr> <tr> <td>(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること。(他の所管に属するものを除く。) (3)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (4)動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)</td> </tr> </table>	保健所①	保健課	(1)医師臨床研修、歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに関すること。 (2)難病の患者に対する医療等に関すること(他の所管に属するものを除く。) (3)公害(アスベストを含む。)による健康被害に関すること。 (4)神戸市立こくべ市歯科センターに関すること。 (5)健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(他の所管に属するものを除く。) (6)保健センター等の事業に係る支援に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。 (8)結核及び感染症に関すること。 (9)予防接種及び健康被害に関すること。	<口腔保健支援センター>(3) (1)歯科口腔保健に関すること。	医務薬務課	(1)医務に関すること。 (2)介護老人保健施設及び介護医療院の実地指導に関すること。 (3)薬務に関すること。 (4)献血に関すること。 (5)保健センターの事業に係る支援に関すること(医務及び薬務に限る。) (6)食品表示に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)栄養の改善に関すること(他の所管に属するものを除く。)	食品衛生課	(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること(他の所管に属するものを除く。) ※食品衛生課における職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員をもって充てる。	環境衛生課	(1)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)	以下4類事業所 動物管理センター ※環境衛生課における職員は、健康局環境衛生課の課長、担当係長及び職員並びに健康局の担当課長(健康局環境衛生課の事務を掌理する者に限る。)をもって充てる。	家庭支援課	<母子保健係> (1)区役所との事業に係る調整及び支援に関する事務(母子保健事業に限る。) ※家庭支援課における職員は、こども家庭局家庭支援課の課長、担当係長及び職員並びにこども家庭局の担当課長(こども家庭局家庭支援課の事務を掌理する者に限る。)をもって充てる。	衛生監視事務所(2)	(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること。(他の所管に属するものを除く。) (3)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (4)動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)
政策課																																	
(1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。																																	
健康企画課																																	
(1)保健事業の企画、推進及び調整、実施に関すること。(他の所管に属するものを除く。) (2)衛生上の統計に関すること。 (3)健康創造都市 KOBE の推進に関すること。 (4)健康危機管理(感染症に係るものを除く。)に関すること(他の所管に属するものを除く。) (5)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること(他の所管に属するものを除く。) (6)栄養の改善及び食育に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)保健センター等の事業に係る支援に関すること(他の所管に属するものを除く。)																																	
地域医療課																																	
(1)地域医療の確保に関すること。 (2)救急医療対策に関すること。 (3)在宅医療及び介護の連携の推進に関すること。 (4)看護師の確保の支援に関すること。 (5)兵庫県保健医療計画のうち、医療分野の計画に関すること。 (6)地域医療構想達成の推進のための協議の場の開催に関すること。 (7)神戸こども初期急病センターに関すること。																																	
食品衛生課																																	
(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること。(他の所管に属するものを除く。)																																	
環境衛生課																																	
(1)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)																																	
以下4類事業所 動物管理センター																																	
斎園管理課																																	
(1)市立の墓園及び斎場に関すること。 (2)墓地、埋葬等に関すること(他の所管に属するものを除く。)																																	
<墓園管理センター>(3) (1)墓園施設の管理及び運営に関すること。																																	
以下4類事業所 鴨越墓園管理事務所、舞子墓園管理事務所、西神墓園管理事務所																																	
<斎場管理センター>(3) (1)斎場施設の管理及び運営に関すること。																																	
以下4類事業所 甲南斎場、鴨越斎場、有馬斎場、西神斎場																																	
保健所①																																	
保健課																																	
(1)医師臨床研修、歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに関すること。 (2)難病の患者に対する医療等に関すること(他の所管に属するものを除く。) (3)公害(アスベストを含む。)による健康被害に関すること。 (4)神戸市立こくべ市歯科センターに関すること。 (5)健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(他の所管に属するものを除く。) (6)保健センター等の事業に係る支援に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。 (8)結核及び感染症に関すること。 (9)予防接種及び健康被害に関すること。																																	
<口腔保健支援センター>(3) (1)歯科口腔保健に関すること。																																	
医務薬務課																																	
(1)医務に関すること。 (2)介護老人保健施設及び介護医療院の実地指導に関すること。 (3)薬務に関すること。 (4)献血に関すること。 (5)保健センターの事業に係る支援に関すること(医務及び薬務に限る。) (6)食品表示に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)栄養の改善に関すること(他の所管に属するものを除く。)																																	
食品衛生課																																	
(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること(他の所管に属するものを除く。) ※食品衛生課における職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員をもって充てる。																																	
環境衛生課																																	
(1)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)																																	
以下4類事業所 動物管理センター ※環境衛生課における職員は、健康局環境衛生課の課長、担当係長及び職員並びに健康局の担当課長(健康局環境衛生課の事務を掌理する者に限る。)をもって充てる。																																	
家庭支援課																																	
<母子保健係> (1)区役所との事業に係る調整及び支援に関する事務(母子保健事業に限る。) ※家庭支援課における職員は、こども家庭局家庭支援課の課長、担当係長及び職員並びにこども家庭局の担当課長(こども家庭局家庭支援課の事務を掌理する者に限る。)をもって充てる。																																	
衛生監視事務所(2)																																	
(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること。(他の所管に属するものを除く。) (3)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (4)動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)																																	

Ⅱ 組織と事務分掌

健康科学研究所（２）
(1)衛生に関する調査、研究及び指導に関すること。 (2)衛生に関する試験及び検査に関すること。
食品衛生検査所（２）
(1)経済観光局中央卸売市場運営本部本場及び東部市場の食品衛生に係る監視及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)食品の試験及び検査に関すること。
食肉衛生検査所（２）
(1)食肉の試験及び検査に関すること。 (2)と畜場、と畜場に併設される食肉取扱施設及び食肉取扱業者の衛生監視及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
精神保健福祉センター②
(1)精神保健及び精神障害者の福祉に係る調整及び実施並びに自殺対策に関すること。 (2)神戸いのち大切プランに関すること。 (3)神戸市自殺対策推進センターに関すること。 (4)保健センター、区役所及び須磨区役所北須磨支所の事業に係る支援に関すること（精神保健福祉事業に限る。）。
保健センター（２） 〔東灘・灘・中央・兵庫・北・北神・長田・須磨・垂水・西〕
(1)医務及び薬務に関すること。 (2)人口動態統計並びに保健衛生上の諸統計及び調査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3)健康危機管理（感染症に係るものに限る。）に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (4)結核検診事業の企画、調整及び実施に関すること。 (5)結核、感染症、慢性病等の対策に関すること。 (6)予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること。 (7)精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 (8)公害（アスベストを含む。）に関すること。 (9)特定疾病（難病に係るものに限る。）に関すること（医療給付事務を除く。）。 (10)歯科保健に係る相談及び指導に関すること。 ※各保健センターにおける職員は、各区役所保健福祉部における職員をもって充てる。
保健福祉部 〔東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西〕
保健福祉課、北神保健福祉課、北須磨保健福祉課
(1)子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

Ⅲ 令和4年度 主要事業の概要

【新型コロナウイルス感染症対策】 (数値は令和4年4月末現在)

1. 感染拡大防止

(1) 相談体制

【健康企画課、保健課】

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な健康相談窓口である「新型コロナウイルス専用健康相談窓口」および日本滞在歴が5年以内の外国人で日本語での電話相談が困難な方を対象に、症状の相談や無料のPCR検査を案内する「外国人検査相談コールセンター」を運営します。

(2) 検査体制

【保健課、健康科学研究所】

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合に、適切にPCR検査等を実施し、迅速な治療と感染拡大の防止をはかります。(市内一日あたり最大1,300検体)

重症化予防及びクラスターの未然防止をはかるため、社会福祉施設等においてPCR検査を実施します。

また、神戸市健康科学研究所において、市内の医療機関等から収集した陽性検体について、サーベイランスを実施することにより、新たな変異株を早期に発見できる体制を確保します。

(3) 保健所の体制強化

【保健課、健康企画課】

新型コロナウイルス感染症対策や感染症神戸モデルの推進、児童・高齢者の虐待対応等、高まる保健福祉ニーズに的確に対応するため、令和3年度に引き続き、保健師を約30名増員し、体制強化をはかります。(令和3年4月246名から令和4年4月275名、加えて年度途中の採用により約300名の体制を構築)

2. 医療提供体制の確保

(1) 入院医療体制

【地域医療課、保健課】

感染症指定医療機関である中央市民病院および適切な感染予防策がとれる市内医療機関の連携のもと、4月末時点で398床(うち重症病床53床)、さらなる感染拡大時には最大434床(うち重症病床53床)のコロナ受入病床を確保しています。

(2) 医療機関支援

【地域医療課】

新型コロナウイルス感染症に対応する市内医療機関を支援するため、患者の受入れ・検体採取を行う医療機関への助成や、遠隔ICUシステムによる診療サポートを実施します。

また、中央市民病院における重症患者用臨時病棟の運営および集中治療対応を行う看護師の確保・育成を支援するとともに、重症患者のコロナ治癒後の転院受け入れに対する支援も引き続き行います。

(3) 宿泊療養施設の運営

【地域医療課】

新型コロナウイルス感染症の軽症者等を受け入れる宿泊療養施設を6か所680室運営します。(ニチイ神戸ポートアイランドセンター宿泊棟、東横INN神戸三ノ宮駅市役所前、東横INN神戸三ノ宮I、ホテルサンルートソプラ神戸アネッサ、神戸ポートタワーホテル、ホテルサンルートソプラ神戸)

なお、ニチイ神戸ポートアイランドセンター宿泊棟においては、要介護者等の緊急受入やハイリスク者・酸素投与が必要な方の受入を中心としています。

また、入所者に酸素投与が必要となった場合に備え、3か所の宿泊療養施設（ニチイ神戸ポートアイランドセンター宿泊棟、ホテルサンルートソプラ神戸アネッサ、神戸ポートタワーホテル）では、大きな流量の酸素が供給できる酸素供給設備を設置しています。

（４）自宅療養者に対する支援

【保健課】

各保健センターおよび保健所において、自宅療養者の健康観察を行います。

症状が進行しつつある方に早期に外来受診や往診・電話診療・オンライン診療を行い、患者の状況に応じた迅速な対応を行います。

また、食料・衛生用品等の自宅への配送や、パルスオキシメーターの貸し出しを行う等、自宅療養に必要な支援を実施します。

（５）新型コロナウイルス感染症の後遺症対策

【健康企画課】

新型コロナウイルス感染症の治療・療養後の倦怠感や、息苦しさ等の後遺症に関する悩みを抱えている方への相談窓口である「新型コロナウイルス後遺症相談ダイヤル」を運営します。

また、令和3年12月～令和4年1月に実施した「新型コロナウイルス感染症後遺症実態調査」の結果を踏まえ、感染後の健康状態を確認する健診の機会の提供や、筋力低下を改善する動画作成等を行います。

3. 新型コロナウイルスワクチンの接種

【保健課】

昨年度に引き続き、神戸市・一般社団法人 神戸市医師会・公益社団法人 神戸市民間病院協会・公益社団法人 神戸市歯科医師会・一般社団法人 神戸市薬剤師会と合同で「神戸市新型コロナウイルスワクチン接種連携本部」を設置し、公的病院の協力も得ながら、ワクチン接種について連携して取り組みます。

各区に設置している集団接種会場や配慮を要する方向けの接種会場の設置、巡回接種の実施等により、安全かつ迅速にできるだけ多くの方に接種いただけるよう取り組んでいきます。

4. 新型コロナウイルス感染症の健康二次被害対策

（１）高齢者の健康づくり支援

【健康企画課】

コロナ禍における外出への不安により、医療機関への受診控えや活動量の低下による高齢者のフレイルや認知機能の低下が懸念されていることから、高齢者が気軽に相談できる「シニア健康相談ダイヤル」を運営します。

（２）がん検診の受診機会の確保

【健康企画課】

コロナ禍におけるがん検診の中止により受診機会を失った40歳総合健診の未受診者に改めて無料受診券を送付し、再度の受診機会を提供します。

（３）精神保健福祉相談の実施

【保健課、精神保健福祉センター】

コロナ禍における生活様式等の変化から生まれる精神的負担に対し、各区保健福祉部、精神保健福祉センターにおいてこころの相談を実施します。また、自殺予防対策として「神戸市こころといのちの電

話相談」を運営します。

(4) 精神保健福祉対策の強化

【保健課、精神保健福祉センター】

各区保健福祉部において、精神障害者保健福祉手帳の新規申請者に対し、保健師等による全員面接を実施し、精神疾患の早期発見・早期治療を促進します。

また、精神保健福祉センターの「区でかけるチーム」が定期的に巡回し、各区に対し困難事例等への支援方法を助言することにより、市民サービスの質の向上をはかります。

【健康創造都市KOBЕの推進】

1. 健康創造都市KOBЕの推進

【健康企画課】

(1) ヘルスケアデータの活用

医療・介護等のレセプトデータや健診データを連結・匿名化した新たな情報基盤である「ヘルスケアデータ連携システム」等で得られたデータを活用し、学術機関等と協働した開発・研究や実証事業に取り組み、市民への効果的なフィードバックを行うとともに、科学的根拠に基づく保健事業を推進します。

(2) データを活用した高齢者の医療・介護予防の実施

医療・介護レセプト等から抽出したデータの活用により、糖尿病性腎症や低栄養等のハイリスク者の抽出や地域の健康課題の明確化を行い、医療専門職が個別指導（電話、面接、訪問）と、つどいの場での健康教育・相談を実施することで、より効果的にフレイル予防や疾病予防に取り組みます。

(3) 高齢者の健康づくり支援 【再掲】

コロナ禍における外出への不安により、医療機関への受診控えや活動量の低下による高齢者のフレイルや認知機能の低下が懸念されていることから、高齢者が気軽に相談できる「シニア健康相談ダイヤル」を運営します。

2. がん対策の推進

【健康企画課】

(1) がん検診 【一部再掲】

① 受診しやすい環境整備

40歳総合健診受診券や、20歳の女性を対象とした子宮頸がん検診無料クーポン券配布等の受診勧奨に加え、特定健診とがん検診が同日に受診可能なセット健診を実施します。

市民の利便性向上のため、新たに集団健診へのWEB予約システムの導入や、大腸がん検診（郵送方式）へのキャッシュレス決済を導入します。

また、コロナ禍におけるがん検診の中止により受診機会を失った40歳総合健診の未受診者に改めて無料受診券を送付し、再度の受診機会を提供します。

② 乳がん検診における高濃度乳房の通知

乳腺が多く脂肪が少ない乳房構成であるために、マンモグラフィ検査によって異常を見つけにくい場合のある「高濃度乳房」と判定された方について、がん検診の結果通知を行う際に同時に高濃度乳房であるとの通知を行うことで、自身の乳房構成を認知させるとともに、プレスト・アウェアネス（乳房を意識する生活習慣）の啓発を推進します。

(2) がん患者の治療と社会参加等の両立支援

がん患者の療養生活の質（QOL）の向上および経済的負担の軽減と社会復帰を支援するため、抗がん剤や放射線治療等のがん治療の影響による脱毛や手術による乳房切除等、外見の変化への不安を持つがん患者に対し、ウィッグや人工乳房等の外見補正にかかる用具の購入経費の一部を助成します。

がん患者のための就労支援講演会の実施等、がん患者の現状や課題について情報提供を行います。

3. 難病対策

【保健課】

原因が不明で治療法が確立していない難病のうち、国が指定する 338 疾病について医療費を助成するほか、難病患者等に対する相談・支援、地域交流活動の推進および就労支援等を行う拠点施設として「難病相談支援センター」を運営します。

災害時における在宅人工呼吸器使用者の安全確保のため、非常用電源装置等の購入に係る費用の一部を助成します。

4. 歯と口腔の健康づくり対策

【保健課】

(1) オーラルフレイル対策

65 歳の市民を対象に、地域の歯科医院において、オーラルフレイルチェックを行い、口腔機能の回復を図ることで心身のフレイル予防へと繋がります。

さらに、チェックの結果、口腔機能の低下が認められ、介護予防の取組みが必要な場合は、あんしんすこやかセンターと連携し、支援が必要な方を適切なサービスへ繋がります。

(2) フッ化物洗口・塗布の実施

むし歯予防の効果的な手段であるフッ化物洗口・塗布を、外部人材を活用しながら、小学校のモデルそれぞれ 2 校において実施します。また、1 歳 6 か月児及び 3 歳児健診でのフッ化物塗布により、子どもの歯・口の健康づくりを推進します。

(3) 歯周病対策

歯の喪失の主な原因である歯周病等を早期発見することを目的に、満 40 歳・50 歳・60 歳の方を対象とした歯周病検診及び、妊婦と 75 歳の方を対象とした歯科健診を実施します。

5. 精神保健対策

【保健課、精神保健福祉センター】

(1) 精神保健福祉対策の強化 【再掲】

各区保健福祉部において、精神障害者保健福祉手帳の新規申請者に対し、保健師等による全員面接を実施し、精神疾患の早期発見・早期治療を促進します。

また、精神保健福祉センターの「区でかけるチーム」が定期的に巡回し、各区に対し困難事例等への支援方法を助言することにより、市民サービスの質の向上をはかります。

(2) 精神障害者の地域移行・地域定着の推進

退院可能な精神障害者が、地域での生活に円滑に移行できるよう、精神科病院の入院経験等自らの経験をもとに具体的アドバイスができるピアサポーターの養成およびピアサポーターによる精神科病院での支援活動等により、地域移行・地域定着の取り組みを推進します。また、措置入院等の精神障害者が、必要な医療・介護・福祉等の支援を途切れさせることなく地域で暮らせるよう、継続支援チームによる支援を行います。

(3) 各種相談の実施 【一部再掲】

各区保健福祉部、精神保健福祉センターにおいて、当事者・家族等からの精神疾患に関する相談を受ける精神保健福祉相談を実施します。また、自殺予防対策として「神戸市こころといのちの電話相談」

を運営します。

さらに、精神保健福祉センターでの依存症に関する専門相談の対象を、アルコール・薬物依存に加え、ギャンブル・ゲーム依存にも拡充するほか、兵庫県と共同で設置している「ひょうご・こうべ依存症対策センター」における専門電話相談や支援者の養成等により、依存症患者およびその家族等に対する包括的な支援を行います。

6. 食育の推進

【健康企画課】

子育て中の保護者を対象にした離乳食の作り方講座の拡充やKOB E子育て応援レシピの認知度向上、若い世代の朝食欠食率改善事業、栄養相談ダイヤルの運営により、生涯を通じた切れ目のない食育推進に取り組めます。

また、子育て世代の関心が高い食物アレルギー対策として、誰もが食を楽しめることを目的に、市内飲食店での「食物アレルギー対応取組店」情報提供事業の周知をはかり、食物アレルギー対策を推進します。

7. 神戸市看護大学の運営・地域への貢献

【地域医療課】

保健・医療・福祉の教育研究拠点として、看護人材の育成や、質の高い教育研究活動に取り組むとともに、産学官の連携による地域貢献活動を展開します。

受験者数の増加および市内就職率の向上に向けた取り組みとして、令和5年度入学者より入学金を減額するとともに、令和4年度卒業生より市内医療機関等に就職した場合に奨励金を支給する制度を創設します。

また、新型コロナウイルス感染症に伴うフレイルや認知症、精神疾患等の健康問題の増加に対し、健康に関するオンライン相談窓口、慢性疾患患者の重症化予防に向けたオンライン看護、ICTを活用した専門職・事業者等への支援を引き続き展開します。

【地域医療の確保】

1. 地域医療の確保

【地域医療課】

(1) 救急医療体制の整備

市民がそれぞれの症状に応じた治療を受けることができるよう、初期（一次）から三次までの救急医療体制を確保しています。

軽症患者に対応する市内4か所の急病診療所の運営により、二次・三次救急医療機関の負担を軽減し、持続可能な救急医療体制を確保します。

(2) 北神地域急性期医療の確保・充実

「北神・三田地域の急性期医療の確保に関する検討委員会」での議論を踏まえ、北神地域の急性期医療を将来にわたって確保・充実させるための具体的方策を検討します。

北神地域の急性期医療・救急医療を確保・充実させる観点から、地域周産期母子医療センターの機能維持に対する支援を継続します。

2. 市民病院の運営

【地域医療課】

地域医療機関との連携・役割分担のもと、救急医療や高度・専門医療等の政策的医療を担い、質の高い医療を安定的に提供することで市民の生命と健康を守る役割を果たすとともに、いち早く市民に最新の医療を提供できるよう、神戸医療産業都市の中核機関である中央市民病院の臨床研究推進センターを中心に、治験・臨床研究のさらなる推進をはかります。

また、令和10年度の新西市民病院の開院に向けて、新西市民病院整備基本構想（令和3年度策定）を踏まえ、新病院の規模や各部門の運営、施設整備、収支等に関する基本計画を策定します。

3. リハビリテーション医療の動向に関する調査

【地域医療課】

本格的な超高齢社会を迎え、65歳以上の高齢者の人口がピークとなる2040年問題への対応が必要となる中、今後リハビリテーション医療に求められる役割が非常に重要となることから、これからのリハビリテーション医療のあり方に関する調査を行います。

4. 市民病院を中心とした地域医療充実のためのDX推進

【地域医療課】

市民病院機構が進める4病院間における医療情報の連携強化の取り組みを基礎として、地域の医療機関との効果的な情報連携を実現するため、必要となる方策や期待される効果等について詳細な調査を行い、市民病院を中心とした地域医療充実のためのDX推進に関するグランドデザインを策定します。

【くらしの安全を守る】

1. 健康危機管理体制の強化

【健康科学研究所】

新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症や食中毒の検査・調査研究を行っている神戸市健康科学研究所において、今後の新興感染症等に備え、未知の病原体やまれな病原体にも迅速に対応できるよう、病原細菌を一括解析できる機器を導入し、先端機器が生み出す膨大なデータを処理する「バイオインフォマティクス（バイオロジー（生物学）とインフォマティクス（情報学）が融合した新たな技術革新）」体制を整備し、高度な危機管理体制を構築します。

2. 斎場・墓園の再整備

【斎園管理課】

今後20年間で約1.4倍の増加が見込まれる等、増え続ける火葬需要に対応するため、老朽化した西神斎場の火葬炉の更新を引き続き進めます。加えて、鶴越斎場の建替計画等の策定を行います。

また、墓園管理業務について、民間活力を導入するため、市立墓園への指定管理者制度の令和5年度からの導入に向けた準備を行います。

3. こうべ動物共生センターの運営

【環境衛生課】

令和3年度にしあわせの村内に新たに開設した「こうべ動物共生センター」にて、犬猫の譲渡事業や、動物を介して人の健康に寄与するアニマルセラピー等の事業を実施し、動物愛護事業の充実をはかります。

4. 銭湯の持続的経営支援および活性化

【環境衛生課】

若い世代に銭湯に興味を持ってもらうことを目的として、令和4年度は、市内大学生を対象とした入浴料無料制度を期間限定で試行実施します。また、大人と子どもで銭湯を利用した場合の入浴料割引も引き続き実施します。

加えて、老朽化した設備の改修助成制度を拡充し、銭湯の持続的経営支援および活性化をはかります。

【子育てしやすい環境の整備】

1. 予防接種の実施

【保健課】

子育て世代の経済的負担軽減のため、任意予防接種である小児のインフルエンザワクチン（1～13歳未満）、おたふくかぜワクチン（1～3歳未満）の接種費用を一部助成します。また、小児がん治療等のため、定期予防接種で獲得した抗体が失われた場合に実施する予防接種の再接種にかかる費用を助成します。

子宮頸がんワクチンの積極的な勧奨が再開されることに伴い、定期接種対象者（小学校6年生～高校1年生相当の女子）に対して、ワクチン接種の個別通知を行います。また、積極的勧奨を控えてきたことにより定期接種の機会を逃した世代に対して無料接種を実施するとともに、定期接種の対象年齢を過ぎて令和4年3月31日までに自費で予防接種を受けた場合に、接種費用の償還払いを行います。

妊婦の罹患による出生児の先天性風疹症候群（CRS）を予防するため、風しん抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査・定期予防接種を引き続き実施します。

2. フッ化物洗口・塗布の実施 【再掲】

【保健課】

むし歯予防の効果的な手段であるフッ化物洗口・塗布を、外部人材を活用しながら、小学校のモデル2校において実施します。また、1歳6か月児及び3歳児健診でのフッ化物塗布により、子どもの歯・口の健康づくりを推進します。

【保健所の体制強化・DX推進】

1. 保健所の体制強化 【再掲】

【保健課、健康企画課】

新型コロナウイルス感染症対策や感染症神戸モデルの推進、児童・高齢者の虐待対応等、高まる保健福祉ニーズに的確に対応するため、令和3年度に引き続き、保健師を約30名増員し、体制強化をはかります。(令和3年4月246名から令和4年4月275名、加えて年度途中の採用により約300名の体制を構築)

2. 保健所のDX推進

【保健課、食品衛生課】

患者データ管理アプリの活用や結核患者情報のシステム化等、デジタル技術の活用による業務効率化を行い、保健所業務のデジタル化を推進します。

また、衛生監視事務所においては、電子申請システムの運用、窓口での手数料収納事務のキャッシュレス決済の推進により市民の利便性向上をはかるほか、衛生監視事務所の業務全般についてペーパーレス化を進め、業務の効率化をはかります。